

新しい入管法

「新しい在留管理制度」の対象となる人たちは？＝中長期在留者

中長期在留者＝在留外国人で①から④までに当てはまらない人

① 3か月以下の在留期間が決定された人

改正入管法により多くの在留資格で在留期間「3月」が追加されています。

何らかの理由で、期間更新を行い3月を超えることになっても在留カードは発行されません。（3月を超えても外国人住民票は作成されません）

② 短期滞在者

期間更新により3月を超えて在留することになった場合でも、在留カードは発行されません。（外国人住民票は作成されません。）…施行前は外登カードの発行を請求できたし、短期滞在でも90日を超えて在留する場合は登録義務があったが、施行後は在留カードは発行されませんし、外国人住民票への記載も不可

③ 特別永住者

特別永住者は、施行後は入管特別法により別管理となり在留カードではなく、「特別永住者証明書」が発行される。

④ 在留資格を有しない人（超過在留者、密入国在留者）

今回廃止される外国人登録法では、在留資格がないものでも90日を超えて日本に在留する外国人は必ず外国人登録をする義務があったが、新法施行後は、在留資格のないものには在留カードは発行されませんし、外国人住民票にも記載されませんし、記載できない。本人を証明する文書は日本政府から発行されません。

「在留カード」が交付されます。

中長期在留者に対して入国管理局（入管局）から在留カードが交付されます。

在留カードには次の事項が記載され、偽造防止のためICチップが内蔵されます。

- ・氏名（原則アルファベット表示で希望があれば漢字（正字）表示も併記されます）
- ・生年月日 ・性別 ・国籍（地域） ・住居地 ・在留資格
- ・就労制限の有無 ・在留期間（満了日） ・許可の種類及び年月日
- ・交付年月日 ・カードの有効期間 ・カードの番号 ・写真
- ・資格外活動許可に関する事項

カードの有効期限

永住者：16才以上 交付の日から7年間

16才未満 16才の誕生日

永住者以外：16才以上 在留期間満了日まで

16才未満 在留期間満了日か16才の誕生日のいずれか早い日まで

新規入国者（7月9日以降に新規入国する人）

在留カードは上陸の際に交付されます。（住居地はまだ記載されていないので、入国後90日以内に居住地を定め、定めた日から14日以内に在留カードを添付して住居地

の市町村に転入届をする必要があります。→この届けに従い市町村では外国人住民票を作成し、この住居地の情報は市町村から入管局に通知されるので、入管局へ改めて報告する必要はありません)

なお、新規上陸する際に入国(空)港で交付される在留カードには漢字併記がされません。氏名の漢字併記が必要な場合には改めて入管局に出向き、新しい漢字併記の在留カードの交付申請をする必要があります。(但し、原則として日本の正字による表記になり、中国語の簡体字で表記ができない場合があります)

在留カードを交付する施設がまだ備わっていない港(空港)から入国した場合は、在留カードを入国時に交付することができないので上陸許可印と同時に「後日在留カードを交付する」旨の印が旅券に押印され、その旅券をもって住居地を定めた市町村に届出をすると、届け出た住居地の情報が入管局に通知され、後日入管局からその住居地あてに在留カードが郵送交付されます。

現在外国人登録証明書の交付を受けている人

現在の外国人登録証明書(外国人登録カード)は次の期間内は在留カードと見なされます。

永住者：16才以上 2015年(平成27年)7月8日(新法施行後3年)

16才未満 上記期間か16才の誕生日のいずれか早い日。

5年の在留期間を持つ「特定活動」：

16才以上 在留期間の満了日か2015年7月8日かいずれか早い日

16才未満 上記期間か16才の誕生日のいずれか早い日。

この2つの在留資格は、在留期間内に在留カードとの交換手続きが必要となります。

それ以外の在留資格

16才以上 在留期間の満了日

16才未満 上記期間か16才の誕生日のいずれか早い日。

今回の在留期間更新(在留資格変更)許可時に在留カードが交付されます。

※ 在留カードは今までの外国人登録証明書と同様に常時携帯義務、提示義務があります。

再入国許可の制度が変わります。

みなし再入国制度の導入

- ・有効な旅券と在留カードを所持する(在留カードと見なされる外国人登録証明書を所持する場合も含まれます。)外国人が出国後1年以内(1年以内の在留期間内)に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がありません。
- ・みなし再入国制度により出国した場合、いかなる理由であっても再入国期間の延長はできません。(再入国許可を得た場合は事情により、在外公館において1年再入国期間の延長ができましたが、みなし再入国制度を利用した場合は延長はできません。)
- ・旅券を所持しない外国人(再入国許可書、渡航証明書等の交付を受けてる外国人)はみなし再入国制度を利用することができません。

- ・在留期間が最長5年に引き上げられたため、再入国許可の期間も最長5年（特別永住者は6年）に引き上げられました。（再入国許可を得て、その許可を使って出国した場合は、海外において1年間の延長ができます。もちろん、みなし再入国制度を使って出国することもできますが、この場合、如何なる理由があっても海外での延長はできません。）…出国の際にどちらの制度を使って出国するか選択しますが、みなし再入国制度を選択した場合は1年以内（特別永住者は2年以内）（1年以内に在留期限が来るときはその時まで）に必ず帰国しないと今までの在留資格はなくなります。

外国人登録制度が廃止されました。

- ・今ある外国人登録証明書は次の期間有効な在留カードとみなされますが、有効期間中であっても希望すれば入管局で在留カードと交換してもらうこともできます。

永住者：16才以上 2015年（平成27年）7月8日（新法施行後3年）

16才未満 上記期間か16才の誕生日のいずれか早い日。

5年の在留期間を持つ「特定活動」：

16才以上 在留期間の満了日か2015年7月8日かいずれか早い日

16才未満 上記期間か16才の誕生日のいずれか早い日。

この2つの在留資格は、在留期間内に在留カードとの交換手続が必要となる。

それ以外の在留資格

16才以上 在留期間の満了日

16才未満 上記期間か16才の誕生日のいずれか早い日。

- ・2012年7月9日以降、2015年7月8日までに確認期間が到来する外国人登録証明書はその期限が経過しても上記の在留カードとみなされる期間は有効な在留カードとして使用できます。
- ・今まで市区町村で交付されていた「外国人登録原票記載事項証明書（閉鎖されていますが）」は、市区町村では交付されず、すべて法務大臣官房秘書課個人情報保護係あてに個人情報の開示を請求する形で行うことになります。

新しい在留管理制度における手続の流れ

1. 出入国港において

入国審査が終わり、上陸許可された外国人の旅券に上陸許可印を押印するととも

※ 留学の在留資格で入国する新規入国者は、上陸港で資格外活動許可申請を同時に行うことができるようになる。で

2. 市区町村において

在留カードの交付を受けた中長期在留者は入国後90日以内に住居地を定め、14日以内に市区町村に住居地の届出（転入届）をする必要があります。（婚姻証明書、親子関係証明書等、続柄を立証する文書の提出を求められる場合があります。）在留カードに市区町村が住居地を記載します。この住居地の届出は市区町村から直接入管局に通知されますので、改めて入管局に住居の届出をする必要はありません。

- ※ 在留期間中の住居地の変更はすべて市区町村に行います。(旧住居地の転出証明書を得て新しい住居地へ転入届を提出することになります。)
在留カードを提示して転入届を行った場合、住居地に関する情報は転居届として入管局に通知されます。

3. 入管局において

住居地以外の変更届はすべて管轄する入管局にする。(変更の日から14日以内)

- ・氏名(漢字併記を含む)、生年月日、性別、国籍(地域)の変更
→新たに在留カードを発行します。

- ・在留カードの有効期間更新

永住者、16才未満の人が16才になる場合など→新たな在留カード

- ・在留カードの再発行(紛失、盗難、毀損、汚損などによる再発行)
- ・所属機関・配偶者に関する変更届

→7月9日以降に新規入国、在留期間更新、資格変更により新しい在留カードを受領した人から適用になります。

就労に関する在留資格(芸術、宗教、報道を除く)や留学の在留資格で在留するものが、所属機関(雇用先や教育機関)の名称変更、所在地変更、消滅、離脱、移籍が生じた場合には、14日以内に管轄する入管局へ出頭して、又は、「東京入国管理局在留管理情報部門」あてに郵送で届ける義務があります。

家族滞在、特定活動、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等の在留資格で配偶者としての地位で在留している者が配偶者と離婚、死別した場合には14日以内に管轄する入管局に出頭するか「東京入国管理局在留管理情報部門」あてに郵送で届ける義務があります。(14日を超えると20万円以下の罰金に処せられる場合があります。虚偽の内容を届け出た場合には1年以下の懲役もあり、懲役刑に処せられると退去強制処分を受けることもあります。)

- ・在留期間更新許可、在留資格変更許可、永住許可、在留資格取得許可の際には新たな在留カードが交付されことになります。

在留資格の取消制度の拡大

- ・不正な手段により在留特別許可を受けた。
 - ・日本人の配偶者、永住者の配偶者が正当な理由なく、配偶者としての活動を6か月以上(7月9日以前に原因がある場合は7月9日より起算)行わないで在留した。(離婚や死別による場合も含む)
 - ・正当な理由なく住居地の届出をしなかったり、虚偽の届出をした。
- ※ この外に、就労や留学の在留資格を持っている者が、正当な理由なくその活動を3か月以上行わないで在留した場合も在留資格の取消理由となります。(配偶者の身分で家族滞在の在留資格を持っている者も含む)
- ※ 今回の改正で、職場や就学先の変更、配偶者との離婚、死別については14日以内に入管局に届け出る必要があります。この届出により入管局は容易にその事実を

知ることができます。(なお、この届出を怠ると 20 万円以下の罰金、虚偽の届出を
すると 1 年以下の懲役が科せられることもあり、懲役刑となれば退去強制事由に該
当します。)

不法就労助長罪の適用範囲の拡大

- ・被雇用者が不法就労した場合、雇用主が被雇用者が就労できる在留資格をもつていないことを知らなかった場合であっても不法就労助長罪で罰せられる（3 年以下の懲役、300 万円以下の罰金）ことがあるようになりました。（在留カードに就労制限の有無が記載されるようになったので、雇用主は在留カードを確認すれば雇用可能かすぐに分かるはずです）
- ・外国人が不法就労にかかわっていた場合（助長、教唆、幫助など）、その外国人は退去強制される場合がある。（例え永住者であっても退去強制される場合があります。不法就労助長罪が確定前であっても、退去強制される場合もあります。）